

実施要綱（市場電力（電灯））

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は沖縄電力株式会社の供給区域および離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）を除く日本全国に適用します。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①電力量料金＋②託送料金相当額＋③容量拠出金相当額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

3. 料金単価等

本プランについては、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。なお、この実施要綱に定める料金は全て消費税等相当額を含みます。

1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。ただし、計量器が設置されていないお客さま、スマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、またはスマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは適用範囲外とします。なお、当社への電気供給契約のお申し込み後に、お客さまが、計量器の取り外し、スマートメーターではない旧計器メーターへの変更、またはスマートメーターの通信機能の取り外し等を行った場合は、当社は、電気供給契約のお申し込みをお断りし、または電気供給契約を解除することがあります。

(a)（北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内、中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、九州電力送配電管内）契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること、または、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。

（関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内）

使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。または、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

3) 契約電流、契約容量

- (a) 北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内、中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、九州電力送配電管内について、契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、当社とご契約する直前の契約電流とします。また、契約容量は、当社とご契約する直前の契約容量とします。当社とご契約する直前の契約電流および契約容量は、当社が、供給地点設備情報照会により取得します。
- (b) 関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内について、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、当社が定める基準にもとづき行います。また、契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量とします。当社とご契約する直前の契約容量は、当社が、供給地点設備情報照会により取得します。
- (c) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (d) 供給地点設備情報照会上に契約電流または契約容量が登録されていない場合、当社の判断で、本別紙 4)(a)④に定める実量契約に切り替えさせていただくことがあります。

4) 契約電力

- (a) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力（使用電力量の 30 分ごとの値の最大値を 2 倍したものをいいます。以下同じです。）と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ① お客さまが当社と新たに電気供給契約を締結される場合など、前 11 月の最大需要電力が不明なときは、供給開始日以降の最大需要電力を契約電力といたします。
 - ② 契約負荷設備を増加される場合、増加された日以降の検針日を含む 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ③ 契約負荷設備を減少される場合など、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減設の連絡を受領した日以降の検針日から減設後の契約電力といたします。ただし、減設の連絡を受領した日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力が減設後に定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力を契約電力として適用します。
 - ④ お客さまが当社と新たに電気供給契約を締結される場合、需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法が実量契約である契約（以下「実量契約」といいます。）

す。) 以外の場合の契約電力(以下「本電力」といいます。)は、供給地点設備情報照会上の契約電流または契約容量といたします(以下、供給地点設備情報照会上の契約決定方法がアンペアブレーカー契約である契約を「SB 契約」、供給地点設備情報照会上の契約決定方法が主開閉器契約である契約を「主開閉器契約」といいます。)。本電力が、供給地点設備情報照会上の契約電流または契約容量である場合、契約電力は、以下の当社の定める計算方法にもとづき換算したものといたします。ただし、換算の結果が小数点以下となり割り切れない場合は、適用する契約電力は小数点第1位までといたします。

契約電流：10 アンペア＝1 キロワット

契約容量：1 キロボルトアンペア＝1 キロワット

- ⑤ 本別紙 4) 契約電力(a)④の場合において、供給地点設備情報照会上に契約電流または契約容量が登録されていない場合は、暫定的にその 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を、当社の定める計算方法にもとづき以下のとおり算出いたします。計算後の小数点以下は四捨五入といたします。

最大需要電力÷0.68＝契約電力

その後、定期的に供給地点設備情報照会を照会し、契約電流または契約容量が確認できた場合には、原則として、その月以降の契約電力を供給地点設備情報照会上の契約電流または契約容量といたします。

- ⑥ 計量器の故障等により最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、翌月以降の電気料金と合わせてご請求いたします。
- ⑦ 最大需要電力と各エリアの託送配電事業者から提供される使用量に関する値(以降、「提供される値」といいます。)と契約電力に乖離がある場合、各エリアの託送配電事業者から提供される値にもとづき契約電力を定めることがあります。
- (b) (a)により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給約款(市場電力プラン) 4(単位および端数処理)にかかわらず、0.5 キロワットといたします。
- (c) 契約電力は、毎月契約電力の算定見直しを実施します。なお、契約電力が変更となった場合の通知などはいたしません。

5) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、サービス料の合計といたします。

(a) 電源料金

電源料金は、各電力エリアの①エリアプライスを②エリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。1 月の電源料金の合計金額を 1 月の使用電力量で割り戻した電源単価が、当社が定める③上限単価を上回る場合、当社は、④上限使用量と 1 月の使用電力量のいずれか小さい値(以下「対象使用量」といいます。)を上限に、当社は電源単価から上限単価を差し引いた差額金額に対象使用量を乗じた金額を、電気料金と相殺、もしくは当社が合理的と判断する方法を用いてお客さまに還元します。

【式】

お客さまの 30 分毎の電力使用量¹

×{その 30 分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)²×消費税率}

- 1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、「お客さまの30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。
- 2 各電力エリアの30分毎のエリアプライス $\div$ (1-エリア損失率)から算出した値は、小数点第3位で四捨五入し計算いたします。各電力エリアの30分毎のエリアプライス $\div$ (1-エリア損失率)から算出した値は、少数点第3位で四捨五入し計算いたします。

① エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。

算出に用いる各エリアプライスは全て税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。なお、一般社団法人日本卸電力取引所が緊急の事由により取引停止となった場合、当該取引停止の期間中は一般社団法人日本卸電力取引所が公表するインバランス等料金単価、またはそれに準じた合理的な単価を適用いたします。緊急の事由とは、天災地変、経済状況の激変、通信回線・通信機器・インターネット・コンピューターシステムの障害、その他やむを得ない事由を指します。

② エリア損失率

当該一般送配電事業者等が託送約款等に定める損失率を指します。

なお、当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後のこの実施要綱に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

各電力エリアのエリアプライスおよびエリア損失率は以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス (税抜)	エリア損失率
北海道電力ネットワーク管内	北海道エリア エリアプライス	7.9%
東北電力ネットワーク管内	東北エリア エリアプライス	8.5%
東京電力パワーグリッド管内	東京エリア エリアプライス	6.9%
中部電力パワーグリッド管内	中部エリア エリアプライス	7.1%
北陸電力送配電管内	北陸エリア エリアプライス	7.8%
関西電力送配電管内	関西エリア エリアプライス	7.8%
中国電力ネットワーク管内	中国エリア エリアプライス	7.7%
四国電力送配電管内	四国エリア エリアプライス	8.1%
九州電力送配電管内	九州エリア エリアプライス	8.6%

③ 上限単価

電力エリア	上限単価
北海道電力ネットワーク管内	128.00円/kWh
東北電力ネットワーク管内	128.00円/kWh
東京電力パワーグリッド管内	128.00円/kWh
中部電力パワーグリッド管内	128.00円/kWh
北陸電力送配電管内	128.00円/kWh
関西電力送配電管内	128.00円/kWh

中国電力ネットワーク管内	128.00円/kWh
四国電力送配電管内	128.00円/kWh
九州電力送配電管内	128.00円/kWh

④ 上限使用量

電力エリア	上限使用量
北海道電力ネットワーク管内	120kWh
東北電力ネットワーク管内	120kWh
東京電力パワーグリッド管内	120kWh
中部電力パワーグリッド管内	120kWh
北陸電力送配電管内	120kWh
関西電力送配電管内	120kWh
中国電力ネットワーク管内	120kWh
四国電力送配電管内	120kWh
九州電力送配電管内	120kWh

(b) サービス料

サービス料は、以下のとおりとします。

電力エリア	単価	サービス料
北海道電力ネットワーク管内	使用電力量 1kWhにつき	6.3円
東北電力ネットワーク管内		
東京電力パワーグリッド管内		
中部電力パワーグリッド管内		
北陸電力送配電管内		
関西電力送配電管内		
中国電力ネットワーク管内		
四国電力送配電管内		
九州電力送配電管内		

6) 託送料金相当額

(a) 託送料金相当額算定式

託送料金相当額は、各エリアの当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金をもとに当社で以下の算式によって算出した値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送料金相当額を変更することがあります。この場合、託送料金相当額の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の託送費にもとづき計算されるものとします。

託送料金相当額＝託送基本料金相当額＋託送従量料金相当額

(b) 託送基本料金相当額

託送基本料金相当額は、その月の契約電力（本別紙 4）契約電力を参照）に当社で電気供給契約を締結された需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法に従い、託送基本料金相当単価を適用いたします。需要場所の供給地点設備情報照会上の契約種別は、当社との電力供給開始後に送付する「契約締結後書面」よりご確認いただけます。

託送基本料金相当額＝託送基本料金相当単価×契約電力

託送基本料金相当単価は以下のとおりです。

エリア別託送基本料金相当単価		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
実量契約の場合	1kWにつき	295.9 円	226.6 円	230.67 円	214.5 円	242円	－	－	－	227.38 円
	最初の6kWまで	－	－	－	－	－	290.4 円	326.7 円	363円	－
	6kWを超える 1kWにつき	－	－	－	－	－	96.8円	108.9 円	121円	－
SB契約または 主開閉器契約の 場合	1kWにつき	236.5 円	166.1 円	152.24 円	137.5 円	192.5円	－	－	－	162.24 円
	最初の6kWまで	－	－	－	－	－	240.9 円	268.4 円	297円	－
	6kWを超える 1kWにつき	－	－	－	－	－	80.3円	89.1円	99円	－
SB契約または 主開閉器契約の 場合	SB契約：5 A 契約電力0.5kW 相当	118.25 円	83.05 円	76.12 円	68.75 円	－	－	－	－	－
	SB契約：15 A 契約電力1.5kW 相当	354.75 円	249.15 円	228.36 円	206.25 円	－	－	－	－	－

なお、月間使用量が0kWh の場合に限り、託送基本料金相当単価は半額となります。

また、計量期間等の途中で本供給契約が終了し、または開始した場合は、電気供給約款（市場電力プラン）17（日割計算）および以下の算式にもとづき日割計算がされます。

1 月の該当料金×（日割計算対象日数÷計量期間等の日数）

(c) 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に託送従量料金相当単価を適用いたします。

託送従量料金相当額＝託送従量料金相当単価×使用電力量

託送従量料金相当単価は以下のとおりです。

電力エリア	対象となる託送従量料金相当単価
北海道電力ネットワーク管内	8.24円/kWh

東北電力ネットワーク管内	8.58円/kWh
東京電力パワーグリッド管内	6.97円/kWh
中部電力パワーグリッド管内	7.91円/kWh
北陸電力送配電管内	6.83円/kWh
関西電力送配電管内	7.62円/kWh
中国電力ネットワーク管内	9.09円/kWh
四国電力送配電管内	8.82円/kWh
九州電力送配電管内	7.87円/kWh

7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気供給約款（市場電力プラン）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

8) 容量拠出金相当額

(a) 容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、容量拠出金相当額の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨ていたします。

容量拠出金相当額＝容量拠出金相当単価×契約電力

容量拠出金相当単価は以下のとおりです。

電力エリア	対象となる容量拠出金相当単価
北海道電力ネットワーク管内	132.64円/kW
東北電力ネットワーク管内	62.21円/kW
東京電力パワーグリッド管内	56.42円/kW
中部電力パワーグリッド管内	54.82円/kW
北陸電力送配電管内	62.04円/kW
関西電力送配電管内	60.63円/kW
中国電力ネットワーク管内	56.80円/kW
四国電力送配電管内	59.20円/kW
九州電力送配電管内	121.77円/kW

(b) 容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。時期等については当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から実施いたします。